

関西大学経済人クラブ規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は、関西大学経済人クラブとする。

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦と啓発を図ることを目的とする。

第3条（事務所）

本会は事務所を関西大学校友会本部内もしくは役員会で決定した場所におく。

第4条（事業年度及び会計年度）

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

第5条（会員）

- 1 本会は関西大学校友の産業人のうち、企業経営者・管理職等、士業等、その他これらに準ずる者で組織する。
- 2 会員は、本規約並びに決定事項を遵守し、前条の目的達成に向け協力し、一致団結することとする。
- 3 会員が、本会の名を使用して活動を行う場合は、会長もしくは代表幹事の承認を得ることとする。
- 4 会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第6条（入会）

本会の入会は、本会会員1名の推薦を得たうえで所定の申込書を提出し、運営委員会での承認を得ることを要する。なお、入会金は10,000円とする。

第7条（退会）

次に掲げる事由があった場合、会員は退会するものとする。

- ① 会員本人の申し出
- ② 会員の死亡
- ③ 会費の未納
- ④ 本規約に反する行為を行った者
- ⑤ 役員会の決議による者

第3章 役員

第8条（役員）

1 本会は次に掲げる役員をおく。

- ①会長 1名
- ②副会長 6名
- ③代表幹事 1名
- ④副代表幹事 5名
- ⑤会計監査 2名
- ⑥幹事 若干名

2 役員は、会員の中から総会の決議により決定する。なお、役員会の決議により役員を増員・補充することができるものとする。

3 役員及び会計監査の選出に先立ち、その候補者を指名するため、指名委員会を置く。

第9条（職務内容）

- 1 会長は本会の代表者として職務を全うする。
- 2 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事が出来る。
- 3 代表幹事は役員会を招集し、本会の検討事項を審議し円滑な運営を図る。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、本会が円滑に運営されるよう補助する。
- 5 会計監査は資金の管理を適正に行い、定期的に会長の閲覧を受けるものとする。
- 6 幹事は本会の運営に協力しなければならない。

第10条（役員会）

- 1 役員は、役員会を構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

- 3 役員会は、前項の業務の執行を運営委員会に委託することができる。
- 4 役員会は、年3回開催し、役員は出席する義務を負う。
- 5 役員会の決議は、出席役員の多数決により決定する。可否同数の場合は会長一任とする。役員会は会長が招集する。

第11条（役員任期等）

- 1 本会の役員は、改選年度の第1回役員会において選出し、その後、最初に開催される例会において承認を得るものとする。その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 必要に応じて臨時の役員会で、役員の増減を決めることができる。その場合は直近の例会で承認を得、任期は上記任期の残存期間とする。

第12条（顧問等）

- 1 本会に名誉顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役（以下、「顧問等」という。）をおくことができる。
- 2 顧問等は役員会がこれを推薦し、総会の承認を得ることとする。
- 3 学校法人関西大学理事長は名誉会長、関西大学学長は名誉副会長、関西大学校友会会長は顧問、関西大学校友会事務局長は参与に推薦する。
- 4 名誉会長、名誉副会長、顧問が、その役を退任したときは名誉顧問に推薦する。
- 5 会長、副会長が、その役を退任したときは相談役に推薦する。
- 6 会長は、本会の発展に寄与した役員経験者について相談役に推薦することができる。
- 7 顧問等は、本会の重要事項について会長の要請により各種会議に出席し、意見を述べるることができる。

第13条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、会長、副会長、代表幹事、副代表幹事、その他会長が任命した者で構成する。
- 2 運営委員会は、第10条3項により役員会より委託された業務を執行する。
- 3 運営委員会の開催日程等については、会長もしくは代表幹事により決定する。
- 4 運営委員会には、その他の幹事及び会員も必要に応じて出席することができる。

第4章 会費

第14条（年会費）

- 1 本会の年会費は20,000円(10月1日以降の入会者については10,000円)とし、例会等の当日出席会費はその都度徴収する。
- 2 当該事業年度の途中で退会を申し出た会員については、年会費の全額を徴収する。

第15条（優待会員）

当該事業年度の前年3月31日までに年齢が満80歳に達した会員は、優待会員として処遇され、前条に規定する年会費の負担を要しない。

第5章 総会

第16条

- 1 総会は年1回開催する。但し必要に応じて臨時総会の開催を認める。
- 2 総会は役員会の決議を経て、会長が招集する。
- 3 会員は、10名以上の連署をもって、会長に対し、総会の招集を請求することができる。
- 4 前項の場合、会長は、遅滞なく総会を招集しなければならない。
- 5 総会の議長は会長が行う。但し副会長、代表幹事が会長の指名を受けて代行する事ができる。

第17条（総会決議事項）

次に定める事項は総会の決議、又は承認を得なければならない。

- 1 規約の改定
- 2 決算報告
- 3 事業報告
- 4 会費の徴収
- 5 その他本会の運営に関する重要事項

第18条（議決方法）

総会の決議は、出席会員の多数決により、可否同数の場合は議長一任とする。ただし、本規約の改正の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第6章 会 計

第19条（経費）

本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によってこれに充てる。

第20条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 雑則

第21条

本規約施行に必要な細則は、運営委員会において決定する。

以 上

【2021年5月17日 改定】